

特別定額給付金

(対象者 1 人につき 10 万円の給付)

に関するお知らせ

特別定額給付金は、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、家計の支援措置として支給されるものです。

○給付対象者等

給付対象者：令和 2 年 4 月 27 日において湯沢町の住民基本台帳に記録されている方

申請者：世帯主

給付額：給付対象者（世帯員）1 人につき 10 万円

給付方法：申請者（世帯主）の銀行口座への振り込み

○申請方法

町から世帯主宛てに申請書が郵送されますので、必要事項を記入のうえ同封の返信用封筒で返送してください。

※新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から郵送方式としています。

※マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請が可能です。

詳しくは総務省の「マイナポータル」をご覧ください。

○給付までのスケジュール

5 月 7 日：申請書を同封した「特別定額給付金のお知らせ」を発送

5 月 11 日：受付開始（郵送・オンライン共通）※ 8 月 10 日まで受付

給付金の振込：毎週水曜日に振り込みます。ただし、5 月中は金曜日にも振り込みます。

5 月中：前週の木曜日～月曜日受付分 → 水曜日振込

火曜日・水曜日受付分 → 金曜日振込

6 月以降：前週の火曜日～月曜日受付分 → 水曜日振込

担当

湯沢町役場 企画政策課

お問い合わせ

特別定額給付金専用ダイヤル ☎ 025 - 788 - 0511

給付金の

サギに注意!!

(詐欺)

絶対に教えない! 渡さない!

●暗証番号 ●通帳 ●キャッシュカード ●マイナンバー

市区町村や総務省などが以下を行うことは
絶対にありません

- ✕ 現金自動預払機 (ATM) の操作をお願いすること
- ✕ 受給にあたり、手数料の振込みを求めること
- ✕ メールを送り、URL をクリックして申請手続きを求めること

「怪しいな?」と思ったら遠慮なくご相談ください

消費者ホットライン **188**
(局番なしの3桁)

湯沢町特別定額給付金専用窓口
025-788-0511

新型コロナウイルス給付金関連
消費者ホットライン
0120-213-188

南魚沼警察署
025-770-0110

